

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和6年11月28日(木) 午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

栃木市生活環境部保険年金課

令和6年度第4回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和6年11月28日（木）午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 正庁

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

（1）国民健康保険税率等の見直しについて

資料1、参考資料1、参考資料2

（2）その他

5 閉 会

国民健康保険税率等の見直しについて

●前回の協議について

(1) 保険税率等見直しの考え方(案)について

- ・国民健康保険制度を取り巻く現状や本市の現状（被保険者数、医療の推移等）のほか、事業費納付金と財政調整基金の推移等について報告しました。

(2) こどもの均等割軽減について

- ・本市の状況や他市の均等割軽減の状況等のほか、県の意向、実施にあたっての検討課題等について報告しました。
- ・「県は減免したいなら独自財源でやってくださいと言っている。そのため、ここで減免を決めるのではなく、付帯意見として答申すればいいのではないか。」という意見が出されました。

(3) 課税限度額の引き上げについて

- ・課税限度額については、現行の 104 万円を地方税法施行令に規定する 106 万円に改めることについて報告しました。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現 行	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>
改正案	65万円	<u>24万円</u>	17万円	<u>106万円</u>

1. 国民健康保険制度を取り巻く現状

平成 30(2018) 年度の国保制度改革において、将来的な保険料負担平準化を進めるため、財政運営が都道府県単位とされ、栃木県は市町ごとの標準保険料率を提示するとともに国保運営方針を定め事務の効率化・広域化を推進することとなった。

◎保険税水準の統一に向けた対応について（栃木県）

(1) 保険税水準の統一までの主な取り組み

- 納付金ベースの統一 R6～R10 にかけて平準化に向けて段階的に近づける。
- 保険税算定方式の統一、及び保険税賦課限度額を地方税法施行令に統一する。

(2) その他

- 市町の財政調整基金については、納付金ベースの統一や収納率・医療費水準などの進捗を確認しながら、完全統一への移行を具体化する段階で検討が必要。
- 令和 8 年度から「子ども・子育て支援金制度」が開始され、納付金と合わせて支援金を納付することとなる。

2. 本市国民健康保険の現状

(1) 各指標の状況

- ・被保険者は、5年前と比べて、約5,700人、世帯数は約2,200世帯減少。

令和5年度 ・世帯数 20,652世帯 (対前年度比3.0%減)

・被保険者数 31,619人 (対前年度比4.3%減)

- ・被保険者全体に占める前期高齢者の割合は、49.1%で高止まりしている。

- ・医療費の推移は、コロナ禍の影響による受診控えにより大きく減少したが、上昇に転じている。

令和5年度 医療費総額 約141億8,800万円 (対前年度比1.0%増)

- ・1人当たりの医療費は、前期高齢者の増加や医療技術の高度化に伴い増加している。

令和5年度 1人当たりの医療費 437,139円 (対前年度比6.4%増)

(2) 令和5年度決算確定による状況

- ・令和5年度の実質収支額は、約2億4,600万円の黒字であった。
- ・決算確定にともなう各種交付金に係る積算等をした結果、現在、基金への積立て可能金額は約600万円となり、昨年より約1億7,300万円減額する見込みである。
(令和5年度末基金積立額 約1億7,900万円)
- ・現在、新年度予算の編成作業に取り組んでいるが、令和7年度予算において基金からの取り崩し額については、約6億円と見込んでいる。

3. 保険税率等見直しの考え方(案)

保険税率の見直しについて、令和5年度決算確定後における基金の変動など、あらためてその状況を踏まえ内容を整理する。

(1) 基金の取り扱い

- ・令和3年度の国保運営協議会答申では、安定的な国保運営を行っていくための適正な保有額として、予算額の5%程度、約10億円が望ましいとされた。
- ・県の運営方針では、市町の基金については納付金ベース統一や収納率・医療費水準等の進捗を確認しながら、完全統一へ移行する段階で検討が必要とされている。

(2) 保険税水準の統一(納付金ベースの統一)

- ・令和10年度の統一に向けて、納付金の急激な増減を抑制しながら、段階的に市町の保険税水準を近づけていく措置がとられている。
- ・各市町の税率は、令和10年度までに県が示す標準保険税率に合わせる必要がある。
- ・栃木市の税率は、県が示す標準保険税率を下回っている。
- ・令和6年度の税率改定により、栃木市の税率と標準保険税率との差が拡大した。
- ・令和6年度における栃木市の税率は、25市町中下から7番目の18位である。

(3) 納付金（基金変動）の見込み

(ア) 納付金（1人当たりの納付額）増加の要因

- ・新型コロナの5類移行やインフルエンザの流行等、全体の医療費は増加傾向にある。
- ・一人当たりの医療費が伸びている。
- ・令和8年度から「子ども・子育て支援金」が納付金に組み込まれる。

(イ) 基金減少の要因

- ・国保加入者が減少している。(税収が減となるため、基金も減)
- ・税率が標準保険税率を下回っている。(納付金額にみあう税収とならない、基金は減)
- ・一人当たりの医療費の急激な伸びの影響により、納付金額が増加する。

(4) 基金及び保険税率等見直しの考え方

基金の変動は納付金額の増減により左右されるが、前記(3)納付金（基金変動）の見込みに記載の要因等については推計が困難である。

一方、令和5年度決算による剰余金は約2億4,600万円であるが、本年度末の基金積立ては約600万円（令和6年11月現在の推計）、令和7年度予算編成に必要な財源として基金から約6億円の取り崩しが必要（令和6年11月現在の推計）となる。

令和5年度決算確定後の状況等を踏まえると、令和7年度の基金の変動については、約3億4,800万円のマイナスと見込まれる。さらには、これから県が示す令和7年度の標準保険税率及び納付金額によっては、基金変動のマイナス幅がさらに広がる恐れがある。

令和10年度の保険税水準の統一まで残り4年（税率設定のため実質3年）、基金は増加から減少傾向へ移行したこと、一人当たりの医療費は依然として増加傾向にあること、令和8年度の納付金に「子ども・子育て支援金」を賦課しなければならないこと等を踏まえると、令和7年度の税率については一旦据え置き、基金の変動等を見極める必要がある。また、今後の保険税率等の見直しについては、県が示す標準保険税率に「いつ頃、どのように合わせていくか」等の協議を始める段階にきているのではないかと考える。

令和7年度には「子ども・子育て支援金」を納付するための金額等が国から示され、それを受けた県は必要な税率等を設定し、各市町は県から示されたその税率等を参考に、令和8年度の税率等を決定する予定。

【令和10年度納付金ベースの統一を見据えた保険税率見直しの留意点】

- ①基金は増加から減少傾向へ移行した。
- ②本市の税率は、県が示す標準保険税率を下回っている。
- ③一人当たりの医療費は、依然として増加傾向。
- ④令和8年度から「子ども・子育て支援金」が納付金に組み込まれる。

標準保険料率**(1) 令和6年度 標準保険料率 (市町村算定方式)**

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.45%	27,215 円	19,163 円
後期高齢者支援金分	3.01%	12,175 円	8,573 円
介護納付金分	2.45%	12,603 円	6,394 円
合 計	11.91%	51,993 円	34,130 円

【参考】令和5年度標準保険料率 (市町村算定方式)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.04%	24,876 円	17,754 円
後期高齢者支援金分	2.89%	11,443 円	8,167 円
介護納付金分	2.37%	12,274 円	6,168 円
合 計	11.3%	48,593 円	32,089 円

(2) 現行税率 (令和6年度～)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.0%	19,600 円	17,700 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,100 円	6,100 円
合 計	10.7%	40,900 円	31,300 円

(3) 比 較 (1) - (2)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	0.45%	7,615 円	1,463 円
後期高齢者支援金分	0.41%	1,975 円	1,073 円
介護納付金分	0.35%	1,503 円	294 円
合 計	1.21%	11,093 円	2,830 円

【参考】比 較 令和5年度標準保険料率 - (2)

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	0.04%	5,276 円	54 円
後期高齢者支援金分	0.29%	1,243 円	667 円
介護納付金分	0.27%	1,174 円	68 円
合 計	0.60%	7,693 円	789 円

国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	2,592,939	2,595,100	2,161	100.08%
後期高齢者支援金等分	1,111,782	1,091,873	△19,909	98.21%
介護納付金分	367,453	357,427	△10,026	97.27%
合 計	4,072,174	4,044,400	△ 27,774	99.32%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

※令和 6 年度国保事業費納付金へ県の財政安定化基金（財政調整事業分）の活用として
「納付金総額が前年度の額を上回らないよう、25 億円活用する。」としたことから、
本市においては、2 億 6 9 0 万円の減額調整が行われている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和 6 年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は 132,251 円であり、前年度に比べ 9,116 円の増（107.41%）となっている。

被保険者一人当たりの負担額 (単位：円)

区 分	2023 年度 (R5 年度)	2024 年度 (R6 年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	78,405	84,860	6,455	108.23%
後期高齢者支援金分	33,618	35,704	2,086	106.21%
介護納付金分	36,907	37,458	551	101.49%
全 体	123,135	132,251	9,116	107.41%

2023 年度 (R5 年度)
33,071 人
(介護分のみ 9,956 人)

2024 年度 (R6 年度)
30,581 人
(介護分のみ 9,542 人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額（医療分、後期分、介護分の計）を全被保険者数で除した額。

(3) 子ども・子育て支援金制度

少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして創設。令和 8 年度から 10 年度までに段階的に導入（8 年度 0.6 兆円、9 年度 0.8 兆円、10 年度 1 兆円）医療保険料とあわせて徴収するもの。

- 国保加入者一人当たり支援金
- ・ 8 年度… 2 5 0 円 （1 世帯当たり 3 5 0 円）
 - （月額） ・ 9 年度… 3 0 0 円 （1 世帯当たり 4 5 0 円）
 - ・ 10 年度… 4 0 0 円 （1 世帯当たり 6 0 0 円）

※上記は報道発表による情報であり、任意の数値です。（出典：国保新聞）

こども未来戦略＜加速化プラン＞に基づく給付等の拡充

◎は支援納付金充当事業

1. ライフステージを通じた経済的支援の強化

○ **児童手当の抜本的拡充** (◎) ⇒全てのこどもの育ちを支える**基礎的な経済支援**としての位置付けを明確化 [令和6年10月分から]

- ・ 所得制限を撤廃
 - ・ 高校生年代まで延長
 - ・ 第3子以降は3万円
- + 支給回数を年6回に

* 多子加算のカウント方法は、22歳年度末までの子で親等に経済的負担がある場合にはカウントするよう見直し

	3歳未満	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額1万5千円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

○ **妊婦のための支援給付の創設** (◎) 10万円相当の経済的支援 ⇒ 2の妊婦等包括相談支援事業との効果的な組合せによる支援 [令和7年4月制度化]

2. 全てのこども・子育て世帯への支援の拡充

○ **妊婦等包括相談支援事業の創設** [令和7年4月]

- ・ 様々な不安、悩みに応え、ニーズに応じた支援につなげる

○ **乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設**

- ・ 月一定時間までの枠の中で**時間単位等**で柔軟に通園が可能な仕組み [令和8年4月給付化] (◎)

○ **児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ** [令和6年11月分から]

3. 共働き・共育ての推進

○ **出生後休業支援給付（育休給付率を手取り10割相当に）**

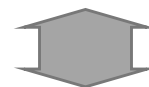
- ・ 子の出生後の一定期間に男女で育休を取得することを促進 (◎) [令和7年4月]

○ **育児時短就業給付（時短勤務時の新たな給付）** (◎)

- ・ 2歳未満の子を養育するため、時短勤務中に支払われた賃金額の10%を支給 [令和7年4月] [令和8年10月]

○ **育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設** (◎)

※これらのほか、産後ケア事業の提供体制の整備、教育・保育施設の経営情報の見える化、ヤングケアラーに対する支援の強化等を実施。



給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進

○ **支援金制度の創設** ～少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み～

- ・ 令和8年度に創設、令和10年度までに段階的に導入（8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1兆円※）。医療保険料とあわせて徴収

※支援納付金総額のうち公費負担分を除いた被保険者・事業主の拠出額の目安

- ・ 歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で構築
- ・ 令和6～10年度の各年度に限り、つなぎとして子ども・子育て支援特例公債を発行

○ **こども・子育て政策の見える化の推進**

- ・ 令和7年度に子ども・子育て支援特別会計の創設（子ども・子育て支援勘定、育児休業等給付勘定）

市町別国民健康保険税率の状況(令和6年4月1日現在)

		令和6(2024)年度															医療+後期+介護		順位
		医療分					後期高齢者支援分					介護分							
		所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)	資産割 (%)	被保険者 均等割 (円)	世帯別 平等割 (円)	賦課限度額 (千円)	所得割 (%)		
1	宇都宮市	6.36		25,900	19,000	650	2.55		9,800	7,200	220	2.07		10,500	6,400	170	10.98	15	
2	足利市	7.00		26,400	18,600	650	2.00		7,800	4,200	240	1.90		8,400	4,800	170	10.90	16	
3	栃木市	6.00		19,600	17,700	650	2.60		10,200	7,500	220	2.10		11,100	6,100	170	10.70	18	
4	佐野市	5.60		19,800	13,800	650	2.40		8,400	7,200	220	2.10		10,800	6,000	170	10.10	23	
5	鹿沼市	6.80		20,400	17,400	650	2.50		8,400	6,600	220	1.70		9,000	4,800	170	11.00	13	
7	日光市	7.00		22,000	24,000	650	2.60		8,000	10,000	240	2.10		7,000	8,500	170	11.70	5	
8	小山市	6.10		23,800	19,500	650	2.80		10,000	7,500	220	2.40		9,500	7,500	170	11.30	10	
9	真岡市	7.00		25,000	21,500	650	2.50		9,500	7,000	220	2.10		10,000	5,500	170	11.60	6	
10	大田原市	5.50		32,000		650	2.00		12,000		220	1.50		14,000		170	9.00	25	
11	矢板市	6.80		26,400	18,200	650	2.40		9,700	7,100	240	2.20		10,800	4,800	170	11.40	8	
12	那須塩原市	6.40		21,000	19,000	650	2.00		5,900	6,100	220	2.00		8,000	4,900	170	10.40	20	
13	上三川町	6.00		20,000	17,000	650	2.00		8,000	6,000	220	1.80		13,000	2,000	170	9.80	24	
21	益子町	6.40		23,000	18,000	630	2.60		9,000	7,000	190	2.00		10,500	5,600	170	11.00	13	
22	茂木町	6.90		21,000	21,000	650	2.50		9,000	7,000	220	1.90		8,000	6,000	170	11.30	10	
23	市貝町	8.00		22,000	17,700	650	3.00		8,000	7,500	220	2.00		9,000	4,800	170	13.00	3	
24	芳賀町	6.30		24,000	22,000	650	2.30		10,000	7,000	220	1.80		10,000	6,000	170	10.40	20	
25	壬生町	8.40		24,900	23,600	650	2.70		8,200	7,200	220	2.10		8,400	5,100	170	13.20	1	
26	下野市	6.30		28,800	20,400	650	2.20		9,600	6,000	220	1.90		12,000	3,000	170	10.40	20	
28	野木町	6.90		25,500	22,000	610	2.20		9,600	7,000	190	2.20		10,500	6,000	160	11.30	10	
36	塩谷町	7.20		27,000	21,000	650	2.60		9,400	6,800	240	1.80		8,000	3,600	170	11.60	6	
37	さくら市	6.90		25,000	23,500	650	2.00		8,400	7,400	240	1.90		8,700	7,000	170	10.80	17	
38	高根沢町	8.20		26,000	23,500	650	3.00		9,000	8,400	240	2.00		8,000	6,000	170	13.20	1	
41	那須烏山市	6.80		23,500	21,000	650	2.60		8,300	6,600	240	2.00		8,300	7,000	170	11.40	8	
42	那珂川町	6.20		24,000	21,000	650	2.50		10,000	7,000	240	2.00		10,000	6,000	170	10.70	18	
45	那須町	6.30		17,700	14,800	650	3.00		7,900	6,900	220	2.50		9,400	6,300	170	11.80	4	